

第20回八幡市農業委員会議事録

令和4年3月4日（金） 午後2時00分

流れ橋交流プラザ 四季彩館 2階

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和4年3月4日開催の第20回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （前田 孝文） _____

署名委員 （奥村 芳治） _____

案 件

議案第58号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第59号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第60号 非農地証明願承認の件
議案第61号 2アール未満の農業用施設の届出について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文

欠 席

吉川 俊孝 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	

欠 席

堀口 雅智

事務局

小西 道宏 小坂 富美子 梶浦 靖人

議 長
(長村会長)

ただ今より、第20回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、12名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号13番 前田 孝文 委員と議席番号1
番 奥村 芳治 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第58号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 下奈良栄、地目は田、面積730㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 内里東山川、地目は田、面積1,303㎡ 外1筆 使用貸人 ○○ ○○氏 使用借人 ○○ ○○氏 譲受人である○○ ○○氏、使用借人である○○ ○○氏につきまし ては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考 えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、3月3日に部会を開催し、審議した結果、 部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第58号 農地法第3条許可 申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第59号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といた します。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田茶屋ノ前、地目は田 面積 1,290 m²の内453.6 m² 使用貸人 ○○ ○○氏 使用借人 (株)○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 転用目的 農業用倉庫</p> <p>(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農地です。今回、申請地において新設される農業用倉庫については、農地法施行令第11条第1項第2号イに規定されている、転用の不許可の例外にあたる施設に該当することから許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第59号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第60号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読) 願出物件の所在 内里別所、地目は畑、面積76 m² 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>願出物件の所在 八幡女郎花、地目は田、面積29 m² 外1筆 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>願出物件の所在 八幡科手、地目は田、面積224 m² 願出人 ○○ ○○氏</p> <p>(法説明) 内里別所の案件については、平成2年度より宅地として使用され、八</p>

	<p>幡女郎花の案件は、昭和63年度より宅地として使用。八幡科手の案件は、昭和55年度以前より宅地として使用されておりました。</p> <p>非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第60号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第61号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗 読)</p> <p>届出物件の所在 内里蔵垣外、地目は畑、 面積882㎡の内107㎡ 届出人 ○○ ○○氏 届出理由 農業用倉庫として使用するため</p> <p>(法説明)</p> <p>本件は、農地法施行規則（農地の転用の制限の例外）第29条第1号に規定する2アール未満の農業用施設であります。</p> <p>承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、2月28日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第61号 2アール未満の農業用施設の届出」については、承認することといたします。</p>

議 長	<p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第20回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>
-----	--